

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令

主務官庁：財 務 省

本邦にある会社等の内部留保等に関する報告書

(報告者の決算月： 年 月決算)

(1年に満たない事業年度を採用している場合は上記以外の決算月： 月)

財 務 大 臣 殿

(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報 告 者：

名 称 及 び
代表者の氏名 _____

報告者の業種番号 _____

住所又は所在地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

1. 概況

外国投資家名		当社の設立年	年	
外国投資家の業種番号		外国投資家の当社への 議決権割合	当 期	前 期
外国投資家の所在国 又は地域			%	%
最終投資家の所在国 又は地域				

2. 当社の主要資産負債勘定等

(百万円)

科 目	当 期	科 目	当 期
当社から上記外国投資家への貸付金残高		当社による上記外国投資家からの借入金残高	
当社から上記外国投資家への債券投資残高		上記外国投資家から当社への債券投資残高	
当社から上記外国投資家への出資残高		上記外国投資家から当社への出資残高	
		当社の内部留保残高	
		当社の内部留保 (当期中)	

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

- 3 「報告者の業種番号」及び「外国投資家の業種番号」欄には、本省令別表第3に定める番号を記入すること。
- 4 「外国投資家の当社への議決権割合」欄は、報告者が特定目的会社の場合には、当該外国投資家に所有される特定出資の割合を記入すること。
- 5 「当社から上記外国投資家への貸付金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等（法第16条の2に定める「銀行等」をいう。以下同じ。）及び「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」を提出している保険会社は記入を要しない。
- 6 「当社による上記外国投資家からの借入金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は記入を要しない。
- 7 「当社の内部留保残高」欄には、報告者の利益剰余金の金額を記入すること。
- 8 「当社の内部留保（当期中）」欄には、報告者の経常損益相当額から営業外収益及び営業外費用に含まれる各種損益、支払配当金（ただし、資本剰余金の取崩しによる配当金を除く。）を控除した金額を記入すること。
- 9 外国投資家が、報告者の議決権の100分の10以上を所有している場合に記入すること。

（日本産業規格 A 4）

(記入要領) 1 本付表については、本省令第30条第1項各号及び第2項各号に掲げるものについて記入すること。

2 各欄について、報告者の事業年度末における状況に代えて、外国関連企業の直近の事業年度末の状況を記入して差し支えない。この場合、「外国関連企業名」欄には、外国関連企業の名称に加え当該外国関連企業の決算月を補記すること。なお、報告の対象となる残高が10億円に満たない場合には、各欄の記入を要しない。

3 「業種番号」欄には、本省令別表第3に定める番号を記入すること。

4 「当社から外国関連企業への貸付金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等及び「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」を提出している保険会社は記入を要しない。

5 「当社による外国関連企業からの借入金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は記入を要しない。

6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。

(日本産業規格 A 4)